

議第140号

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例（平成15年呉市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（開発行為等の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、<u>それぞれ当該各号に定める区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第8条第1項第2号ロからニまでに掲げる土地の区域を除く。）</u>とする。</p> <p>(1) 次条第1号から第3号までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域</p> <p>ア 市街化区域との境界から1キロメートル以内の<u>区域</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の2の2第2号</u>に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>(2) 略</p>	<p>（開発行為等の許可の対象として指定する区域）</p> <p>第2条 法第34条第11号の規定により条例で指定する土地の区域は、次の各号に掲げる用途の区分に応じ、当該各号に定める区域（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）<u>第29条の9各号に掲げる区域（市長が別に定める区域を除く。）</u>を除く。）とする。</p> <p>(1) 次条第1号から第3号までに規定する用途 次のいずれにも該当する区域</p> <p>ア 市街化区域との境界から1キロメートル以内で<u>規則で定める区域</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項に規定する道路（以下「道路」という。）又は建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）<u>第10条の3第4項第2号</u>に規定する農道その他これに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）に接する区域（開発行為をしようとする者が既存の道路又は農道等に接続する新たな道路を設置する場合における当該新たな道路に接する区域を含む。）</p> <p>(2) 略</p>

付 則
(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号ウの改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前にされた都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項若しくは第35条の2第1項の許可（同法第34条第11号に規定する許可の基準に係るものに限る。）又は同法第43条第1項の許可（都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）第36条第1項第3号ロに規定する許可の基準に係るものに限る。）の申請で、この条例の施行の際現に許可又は不許可の処分がされていないものについては、改正後の第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(提案理由)

都市計画法及び都市計画法施行令の一部改正等に伴い、市街化調整区域において開発が可能な区域の見直し等を行うため、この条例案を提出する。